

宿泊税特別徴収の手引き

令和7年9月



※ 本手引きは「宿泊事業者説明会用」として作成しております。今後、各種様式の記載例を追加するなど、制度開始までに内容を更新する予定です。

目 次

1	宿泊税について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 宿泊税の目的と用途	
	(2) 宿泊税の徴収方法	
	(3) e L T A Xによる電子申告・納付	
2	宿泊税の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 「宿泊」の定義	
	(2) 税率	
	(3) 宿泊料金	
	(4) 課税免除	
3	宿泊税に係る申告書等の提出・・・・・・・・	11
	(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書	
	(2) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書、宿泊施設経営休止（再開・ 廃止）届出書	
	(3) 申告書等の添付書類及び提出期限	
4	宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1) 申告（納入申告書の提出）	
	(2) 納入	
	(3) 申告納入期限	
	(4) 申告納入期限の特例	
	(5) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	
5	適正な申告納入のために・・・・・・・・	19
	(1) 帳簿等の記載・保存	
	(2) 調査	
	(3) 更正・決定	
	(4) 加算金	
	(5) 延滞金	
	(6) 審査請求	

6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(1) 領収書等への表示	
7	参考資料（根拠法令）・・・・・・・・	26

1 宿泊税について

(1) 宿泊税の目的と用途

帯広市では、これまで自然環境や農業・食などの地域資源を活用した観光振興に取り組んできましたが、道央・道東地域の中間に位置し、通過型の観光地となっていることや観光入込客数の季節変動が大きいこと、また、訪日外国人宿泊客延べ数が道内他市と比較して少ないなどの課題があります。

帯広市が課す宿泊税は、「宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てること」を目的に、令和8年4月から導入する法定外目的税です。

宿泊税については、「観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実」、「地域資源の魅力向上」「持続可能な観光振興」の3つの方針に基づく事業に活用していきます。

(2) 宿泊税の徴収方法

ア 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、帯広市内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、帯広市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、帯広市に申告納入いただくことにしています。

このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入いただく必要があります。

イ 特別徴収義務者

旅館業法第3条第1項の許可を受けた宿泊施設の経営者、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした宿泊施設の経営者が該当します。

ただし、経営者以外の方でも、宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となる場合がありますので、事前に帯広市市民税課にお問い合わせください。

旅館業法の許可がない施設、又は住宅宿泊事業法の届出がない施設において、「宿泊料金を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに北海道から必要な許可を受け、又は北海道に届出を行い、帯広

市に特別徴収義務者としての申告を行ってください。

特別徴収義務者には、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申告や帳簿保存の義務等が課されています。

【海外に居住されている方へ】

○ 納税管理人の申告（承認申請）義務

宿泊税納税に関する一切の事務を代理する者、納税管理人を定めて申告（承認申請）しなければなりません。宿泊税納税管理人申告（承認申請）書を帯広市市民税課に提出してください。

ウ 北海道からの賦課徴収委任

帯広市と同じく令和8年4月から導入する北海道宿泊税については、帯広市が地方税法の規定に基づき、北海道から賦課徴収委任を受けることとなりますので、特別徴収義務者は帯広市宿泊税と併せて帯広市に申告納入いただくことになります。

帯広市では、納入いただいた宿泊税のうち、北海道宿泊税分を北海道に払い込みます。

（３）e L T A Xによる電子申告・納付

e L T A X（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うことができる申告・納付システムです。

【e L T A Xの概要】

- 自宅やオフィスから、インターネットを通じて申告や納税の手続きが可能
- サービスは利用無料
- 宿泊税のほかに、法人市民税や個人住民税（特別徴収）など、他の税目も利用可能

e L T A X対応ソフトウェアである「P C d e s k N e x t」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「P C d e s k」（D L版又はW e b版）を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法についてはP C d e s k N e x t 特設ページをご覧ください。

2 宿泊税の仕組み

(1)「宿泊」の定義

宿泊税の課税対象となる行為は、宿泊料金が発生する宿泊施設への「宿泊」です。

「宿泊」とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、旅館業法許可が必要とされる宿泊を原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 6時間以上、かつ、日をまたぐ利用行為であること
- 上記のほか、宿泊施設と宿泊者との契約上宿泊としての取扱いがあるもの

<参考> 旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目を全て満たすものをいいます。

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合等）
- ・ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合等）
- ・ 生活の本拠でない（使用期間が1か月未満、又は1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合等）

<課税対象となる事例>

- ① 午前0時を越えてからチェックインする場合
6時間以上、かつ、日をまたぐ利用行為がなくても、宿泊施設が契約上宿泊として取り扱う場合、課税対象となります。
- ② 宿泊施設に長期滞在（1か月以上）する場合
いわゆる「ホテル住まい」のような場合も、旅館業法に係るサービスに該当するため、課税対象となります。

<課税対象とならない事例>

- ① キャンセル・不泊の場合
課税対象となる宿泊行為がないため。
ただし、「キャンセル料を契約上宿泊料金として取り扱う場合」は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、課税対象となります。
- ② 休憩、デイクース、ホールドルーム、キープルーム契約で利用する場合
課税対象となる宿泊行為がないため。

ただし、「宿泊施設がその利用行為を契約上宿泊として取り扱う場合」又は「6時間以上利用し、かつ、日をまたぐ場合」は課税対象となります。

③ 宿坊において、その宗派の信徒が奉仕目的で利用する場合

無償、又は宿泊の対価に当たらない料金のみ徴収であれば、旅館業法の許可が必要な宿泊でないため（宿泊料金が発生していないため）。

(2) 税率

宿泊税の税率は、次のとおりです。

宿泊料金(1人1泊につき)	帯広市	北海道	合計
2万円未満	200円	100円	300円
2万円以上5万円未満		200円	400円
5万円以上		500円	700円

※定額制

※段階的定額制

(3) 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるものの例】

- 清掃代
- 寝具使用料
- 入浴代
- 寝衣代
- サービス料、奉仕料 等

※ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として、宿泊者の意思に関わりなく請求されるものは、宿泊料金に含まれます。

【宿泊料金に含まれないものの例】

- 食事代
- 遊興費
- 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金
- 自動車代、たばこ代、電話代、土産代等の立替金 等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀 等

< 宿泊料金の判定における事例 >

【事例1】1室での料金設定（ルームチャージ）

- 1室当たりで料金を設定している場合、「1室1泊当たりの宿泊料金の総額」を「宿泊者の総数」で除して得た金額を、1人1泊当たりの宿泊料金とします。
この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人1泊当たりの宿泊料金を算出します。

計算例

1室1泊の料金が50,000円のツインルーム（寝具2人分）に1泊する場合

- ① 1人で宿泊
 $50,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 50,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 700 \text{ 円} (700 \text{ 円} \times 1 \text{ 人})$
- ② 2人で宿泊
 $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 800 \text{ 円} (400 \text{ 円} \times 2 \text{ 人})$
- ③ 3人で宿泊（宿泊施設が定める1室当たりの定員を超える場合）
 - 寝具の追加がある場合
 - ・ 大人3人で宿泊し、エキストラベッド（7,000円）を追加
エキストラベッドの追加料金が特定の宿泊者に帰属しないため、追加料金を宿泊料金の総額に加えます。
 $(50,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円}) \div 3 \text{ 人} = 19,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 900 \text{ 円} (300 \text{ 円} \times 3 \text{ 人})$
 - ・ 大人2人と乳児1人で宿泊し、ベビーベッド（3,000円）を追加
ベビーベッド代が乳児に帰属するため、乳児を別に扱います。
 $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 800 \text{ 円} (400 \text{ 円} \times 2 \text{ 人})$
 $3,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 3,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 300 \text{ 円} (300 \text{ 円} \times 1 \text{ 人})$

※ 寝具の追加がなく、宿泊料金の総額に変更がないときは、寝具の提供がない宿泊者1名は除外します。

$50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{宿泊税 } 800 \text{ 円} (400 \text{ 円} \times 2 \text{ 人})$

【事例2】食事付きその他各種宿泊プラン

- 料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
 - ※ 無料で食事が提供される場合は、食事代に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

【事例3】延長等があった場合

- 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めません。宿泊料金として徴収している場合には、当該延長料金を宿泊料金に含めます。

【事例4】連泊期間において、日ごとの宿泊者数が異なる場合

- 連泊期間において、日ごとの宿泊者数が異なる場合、宿泊日ごとに宿泊施設が把握した人数を宿泊者数とし、1人1泊当たりの金額を算出します。

計算例

1室1泊40,000円（定員4人）の部屋を3日間確保した場合

	宿泊者数	宿泊料金	1人1泊当たりの 宿泊料金	宿泊税
1日目	4人	40,000円	10,000円 (40,000円÷4人)	1,200円 (300円×4人)
2日目	0人	40,000円	- ※課税対象となる 宿泊行為なし	0円
3日目	2人	40,000円	20,000円 (40,000円÷2人)	800円 (400円×2人)
宿泊税合計				2,000円

【事例5】連泊割引

- 連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引を行っている場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

【事例6】宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合

- ① 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

具体例

- ・宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が15,000円に値引きした。
宿泊料金は値引後の15,000円（宿泊税額は300円）
- ・オープン記念等で無料招待を実施した。
宿泊料金は0円（宿泊料金が発生していないため、宿泊税は課税対象外）

- ② 宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合は、割引前の料金を宿泊料金とします。

具体例

- ・ 宿泊料金 20,000 円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを 5,000 円分利用し、現金 15,000 円を支払った。

宿泊料金はポイント利用前の 20,000 円（宿泊税額は 400 円）

※ 関連会社が付与したポイントの利用について、ポイント利用前の宿泊料金を売上として計上する場合は、割引前の料金を宿泊料金とします。

【事例 7】補助金・助成金等（第三者からの支払い）があった場合

- 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で、宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、宿泊施設が宿泊料金として取り扱う場合には、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。

【事例 8】企画旅行・手配旅行

- 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人 1 泊当たりの金額を宿泊料金とします。
- 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した 1 人 1 泊当たりの金額を宿泊料金とします。ただし、宿泊施設が旅行業者へ支払う取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

※ オンライン旅行代理店（以下「OTA」という。）を利用した場合も、宿泊施設が OTA に支払う手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

【事例 9】外貨建て取引

- 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。

（４）課税免除

ア 修学旅行等に伴う課税免除

（ア）対象者及び対象となる行事

- a 学校教育法第 1 条で規定する学校（大学を除く）の幼児、児童、生徒及び学生
学校教育法第 1 条で規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学

校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は、含まれません。

<課税免除の対象となる行事>

修学旅行のほか、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校等、学年全体で実施されるものが対象です。クラブ活動等については、課税免除の対象とはなりません。

- b 保育所等の以下の施設が主催する行事に参加している満3歳以上の幼児
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ・児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
 - ・児童福祉法第39条に規定する保育所
 - ・児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

<課税免除の対象となる行事>

当該施設が主催する行事で、当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものが対象です。

- c a及びbの引率者

引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等を指します。旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

<課税免除の対象となる行事>

上記a及びbを参照してください。

(イ) 手続き

修学旅行等に伴う課税免除には、学校等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を受領することが必要です。なお、当該証明書は、宿泊税の帳簿とともに、宿泊施設において5年間保存してください。納入申告の際に提出していただく必要はありませんが、税務調査において課税免除が適正であるか、宿泊施設において保存されている証明書を確認する場合があります。

※ 証明書の様式は、帯広市のホームページからダウンロードできます。

※ 証明書への学校長等の押印は原則不要ですが、課税免除とするためには、必ず

学校等が作成した証明書を受領・保管してください。

<修学旅行等であることの証明書の見本>

修学旅行等であることの証明書									
宿 泊 日	年	月	日	～	年	月	日	()	泊
活 動 の 種 類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの ☐ 修 学 旅 行 ☐ その他学校行事 () <保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る) ☐ 施設主催行事 ()								
宿 泊 施 設 名 称									
課 税 免 除 と な る 宿 泊 人 数 (※)									
備 考									

※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る)に参加している方及び引率の方が含まれます。
 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

上記の宿泊については、帯広市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名
施 設 名

学校等の種類

☐ 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】
 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
☐ 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】
 幼保連携型認定こども園
☐ 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】
 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
☐ 【児童福祉法第39条に規定する保育所】
 保育所(保育所型認定こども園含む)
☐ 【児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設】
 認可外保育施設

学 校 長 名
施 設 長 名

本証明書は、宿泊施設に提出してください。

イ 外国大使等の任務遂行に伴う課税免除

外国大使等が任務遂行に伴い宿泊する場合の宿泊税については、消費税免除の取扱い（※）に準じて免除となります。具体的には、免税指定店舗（国税庁長官指定）において、消費税が免除となる場合に、宿泊税も同様に免除となります。免除した場合、その泊数を納入申告書にて申告してください。

※ 消費税免除手続きの詳細については、国税庁発行のパンフレット「外国公館等との取引に係る消費税の免税について」を参照してください。

3 宿泊税に係る申告書等の提出

宿泊施設の経営を開始する際は、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。住所や氏名等の変更事由があった場合は「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を、宿泊施設の経営を休止、再開、廃止する際は「宿泊施設経営休止（再開・廃止）届出書」を提出してください。

宿泊税特別徴収義務者に係る情報の登録・変更等を行うための手続きですので、旅館業法又は住宅宿泊事業法に基づく手続きとは別に行っていただく必要があります。帯広市市民税課の窓口を持参していただくか、郵送で提出してください。各申告書等は、宿泊施設ごとに提出してください。

また、委託契約等によって、経営者以外の方が特別徴収義務者として宿泊税の申告納入をされる場合は帯広市市民税課までご相談ください。その方を特別徴収義務者として指定します。

（1）宿泊税特別徴収義務者申告書

宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業の経営を開始される場合については、経営を開始しようとする日5日（帯広市宿泊税条例第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定を受けた日後10日）までの提出をお願いいたします。

- 申告者
 - ・旅館業の許可を取得した経営者、又は住宅宿泊事業の届出を行った経営者
- 対象
 - ・経営を開始するとき
 - ・相続、譲渡、法人の合併・分割により旅館業を承継したとき

（2）宿泊税特別徴収義務者異動申告書、宿泊施設経営休止（再開・廃止）届出書

以下の変更事由が生じた場合は、速やかに標記申告書等をご提出ください。

- 申告者（届出者）
 - ・特別徴収義務者（特別徴収義務者の指定を受けた者も含む）
- 対象
 - ・住所、法人所在地の変更があったとき
 - ・氏名、法人名称、代表者の変更があったとき
 - ・書類送付先を設定するとき、又は書類送付先を変更するとき

- ・経営を休止・再開・廃止するとき
- ・その他申告書により申告した内容に変更があったとき

(3) 申告書等の添付書類及び提出期限

要 件	時 期	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営を開始しようとする日前5日まで（開始しようとする日の前日から起算して5日まで）	宿泊税特別徴収義務者申告書 (注1)	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）（注2） 【住宅宿泊事業の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号及び建物の所在地を確認できる書類（写）（注2） 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【個人の場合】 ・住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）（写） 【共通】 ・宿泊約款（写）、宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書又はそれに類する書類（写）（事前にご相談ください）
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日後10日まで（通知を受けた日の翌日から起算して10日以内）		
特別徴収義務者として申告した事項に異動が生じたとき	直ちに	宿泊税特別徴収義務者異動申告書	【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）（写） 【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするとき（注3）	休止する日までに	宿泊施設経営休止（再開・廃止）届出書	「旅館業廃止(停止届)」又は「休止のお知らせ」等

宿泊施設の経営を再開しようとするとき	再開する日までに		「営業許可書」又は「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止したとき（注3）	廃止の日から10日以内		旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「廃止（停止届）」又は法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） ※経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。

注1 共同事業者がいる場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて、役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

注2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（写）もすべて添付してください。

注3 宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止する日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税は、その日から1か月以内に申告納入しなければなりません。

4 宿泊税の申告納入

「申告（納入申告書の提出）」と「納入」、両方の手続きが必要です。

（１）申告（納入申告書の提出）

各月の初日から末日までの宿泊に係る「宿泊税納入申告書」を作成し、提出してください。申告時の添付書類として、課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された「宿泊月計表」を添付していただきます。記載項目を満たしていれば、任意の様式で結構です。

○ 提出方法

以下のうち、いずれかの方法で提出してください。

- ・ 帯広市市民税課窓口を持参
- ・ 帯広市市民税課（宿泊税担当）に郵便又は信書便で送付
- ・ e L T A Xによる電子申告

※ 上記の提出方法以外（ファックス、電子メール等）は受付していません。

※ 申告書の写しが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封いただきますようお願いいたします。

※ 郵送による提出の場合、料金が不足しておりますと受領できません。再提出により期限遅れとなる可能性がありますので、期限間近などは特に切手の貼り忘れや不足にご注意ください。令和6年10月より郵便料金が値上げされております。郵送前に料金をご確認ください。

○ 注意点

- ・ 月をまたぐ連泊は、宿泊行為のあった月ごとに分けて申告してください。
- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も納入申告書の提出が必要です。合計欄に「0泊0円」と記入し、提出してください。
- ・ 納入申告書は、施設ごとに作成してください。

<申告を誤ったとき>

宿泊数及び宿泊税額を誤って申告された場合、帯広市にて更正の手続きを行い、税額を改めます（※）。その際には、根拠資料として納入申告書を再度作成し、提出して

ください。その他資料の提出が必要になる場合がありますので、申告を誤った際には、速やかに帯広市市民税課にご連絡ください。

なお、更正に伴い加算金が発生する場合があります。

※ 特別徴収制度を採用する税には、所得税のような修正申告の制度がないため、特別徴収義務者の方から税額を修正することはできません。

(2) 納入

「宿泊税納入書」により、下記「納入場所」の金融機関等で納入してください。又は、e L T A Xから電子納付してください。詳しくは、e L T A Xのホームページをご覧ください。

○ 注意点

- ・ 1 か月ごと、宿泊施設ごとに作成してください。
- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合、納入書の作成は不要（金融機関等での手続きは不要）です。

【納入場所】 ※令和7年7月1日現在

○ 取扱金融機関

帯広信用金庫、北陸銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、十勝信用組合、北見信用金庫、網走信用金庫、釧路信用金庫、ゆうちょ銀行及び郵便局

○ 市役所窓口

帯広市役所、川西支所、大正支所

※ 宿泊税納入書は、クレジットカードやインターネットバンキングによる納入はできません。最新の納入場所は帯広市のホームページでご確認ください。

(3) 申告納入期限

「申告」及び「納入」の期限、原則、宿泊があった月の翌月末日です。

月末が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12月29日～1月3日）に当たる場合は、その翌日が期限となります。原則として、帯広市市民税課に届いた日が申告日となります。

す。ただし、郵便の場合、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日
に申告があったものとして取り扱います。申告書等は信書に該当するため、信書便の指
定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課
される場合があります。

（４）申告納入期限の特例

所定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることができます。この特例
を受けると、３か月分を取りまとめた年４回の申告納入期限となります。

<特例の承認を受けた場合の申告納入期限>

対象月	申告納入期限	対象月	申告納入期限
12 月分 1 月分 2 月分	3 月末日	6 月分 7 月分 8 月分	9 月末日
3 月分 4 月分 5 月分	6 月末日	9 月分 10 月分 11 月分	12 月末日

ア 適用の要件

- ① 申請書の提出前 12 か月間（以下「対象期間」といいます。）における宿泊税の申
告納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が 360 万円以下であること。
- ② 特別徴収義務者となった日の属する月の末日から 1 年を経過していること。
- ③ （過去に本特例の取消しを受けた場合は、）当該取消しの日から 1 年を経過して
いること。
- ④ 対象期間において、加算金の決定を受けていないこと、その他宿泊税の申告が適
正に行われていること。
- ⑤ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障が
ないこと。

イ 申請方法

「宿泊税申告納入期限特例承認申請書」を帯広市市民税課に提出してください。

○ 注意点

- ・申請は、宿泊施設ごとに行ってください。

- ・申請書の「特例の適用を受けようとする税額」には、申請月（申請書を提出する日の属する月）以降のうち、「2月分（3月末日納期分）」、「5月分（6月末日納期分）」、「8月分（9月末日納期分）」又は「11月分（12月末日納期分）」のいずれかをご記入ください。

※過去の月に遡っての適用はできないため、提出されるタイミングにはご注意ください。

※帯広市宿泊税条例施行規則の施行の日から令和9年3月31日までの間においては、申請書の提出前「12か月間」が「3か月間」に、合計額「360万円以下」が「90万円以下」になります。即ち、最短で令和8年4～6月の合計額に基づいて、令和8年7月に特例承認申請を提出することが可能です。

ウ 特例の承認・不承認

申請に基づき、特例の承認又は不承認の決定を行い、「宿泊税申告納入期限特例承認（不承認）通知書」を送付します。特例の承認を受けた方は、承認が取り消されない限り、次年度以降も継続されます。

エ 特例の承認の取消し

申告納入期限までに申告納入がない等、特例の要件を満たさなくなったと認められる場合は、この特例の承認を取り消します。

特例の承認の取消しを希望される場合は、帯広市市民税課にご相談ください。

（５）徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことに正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。ただし、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付すべき額をこれに充当することがあります。

【還付又は納入義務の免除理由となる例】

- 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法的手続きに入り、支払不能になったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 納税者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災、火災、盗難等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

ア 申請方法

「徴収不能額等の還付（納入義務免除）申請書」を帯広市市民税課に提出してください。

○ 注意点

- ・申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細は、帯広市市民税課にお問い合わせください。

イ 還付又は納入義務の免除

申請に基づき、還付又は納入義務の免除の決定等を行い、「徴収不能額等の還付（納税義務免除）決定通知書」を送付します。

（６）更正の請求

ア 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告納入してしまった場合、更正の請求をすることができます。

イ 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として申告納入期限（法定納期限）から５年以内とされています。

ウ 請求の手続き

更正の請求は、「宿泊税更正請求書」に理由等を明記の上、帯広市市民税課に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

5 適正な申告納入のために

(1) 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、帳簿の記載及び保存、書類の作成及び保存をしていただく必要があります。帳簿は、宿泊施設ごとに作成してください。

ア 帳簿・書類の記載・保存

帯広市宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存しておく必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

区分	保存期間	記載事項	例
帳簿	申告納入期限の翌日から起算して5年を経過する日まで	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	申告納入期限の翌日から起算して2年を経過する日まで	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

○ 注意点

- ・帳簿に記載していただく「宿泊料金」は、宿泊に伴う売上として、通常、帳簿等に記載されている額で構いません。
- ・宿泊がない月であっても、それがわかる帳簿を保存してください。

イ 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成すること等、帯広市宿泊税条例及び同条例施行規則に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿の記載、書類の作成、保

存に代えることができます。

【帳簿の記載義務違反等に関する罪】

上記違反については、罰則（１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が設けられておりますのでご注意ください。

（２）調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、市職員が申告指導や宿泊施設の現地調査を行います。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

（３）更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の行政処分を、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正（決定）通知書・加算金額決定通知書」により、納入すべき税額（金額）及び指定納期限を通知しますので、その期限までに納入してください。

（４）加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

過少申告 加算金	申告納入期限までに申告があ った場合で、その申告額が納 入すべき税額より過少である ために更正されたとき	更正による不足税 額の 10%	不足税額が期限内申告 額と 50 万円とのいずれ か多い金額を超え るときは、その超える部分 の税額の 5 % を加算
不申告 加算金	① 申告納入期限後に納入申 告書の提出があったとき	申告税額の 15% (注 1)	申告税額等のうち 50 万 円超 300 万円以下の部 分については、×20% 300 万円超の部分につ いては、×30%
	② 納入申告書の提出がない ために決定があったとき	決定税額の 15% (注 1)	
	③ ①②の場合について、更 正があったとき	更正による不足税 額の 15% (注 1)	
	④ ①が、決定があることを 予知せずに行われたものであ るとき	申告税額の 5 % (注 2)	

重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき	申告納入期限までに申告しているとき	不足税額の 35%（注 1）
		申告していないとき、又は申告納入期限後に申告しているとき	不足税額の 40%（注 1）

注 1 加算金の加重措置

次のいずれかに該当する場合は、その加算金の割合に 10%の加重措置がなされます。

- ・申告納入期限後、申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるとき。
- ・令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、期限後申告等をした前年及び前々年度において、不申告加算金又は重加算金（不申告加算金に代えて課せられる重加算金に限る。）を決定すべきと認められるとき。
（具体的には、3 年度以上の不申告行為を一度に是正する場合に適用されます。）

注 2 不申告加算金の不適用

以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。

ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去 5 年において 1 回限り です。

- ・申告納入期限から 1 か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・申告納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去 5 年において、加算金の決定を受けていない。

<加算金の額を計算する場合の端数計算>

地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項及び第 5 項に基づき、以下のとおり計算します。

- ① 加算金の計算は、各月の宿泊税ごとに行います。
- ② 加算金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ 加算金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

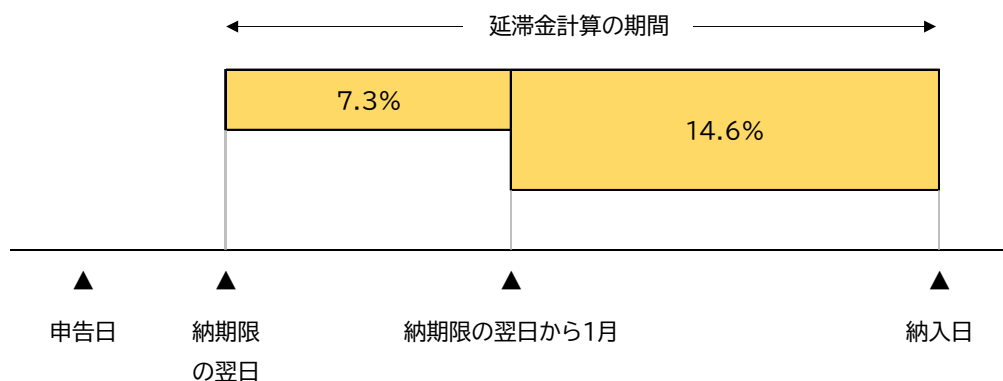
(5) 延滞金

申告納入期限（納期限）までに宿泊税を納入されなかった場合には、納入日までの日

数に応じ、延滞金が課されます。

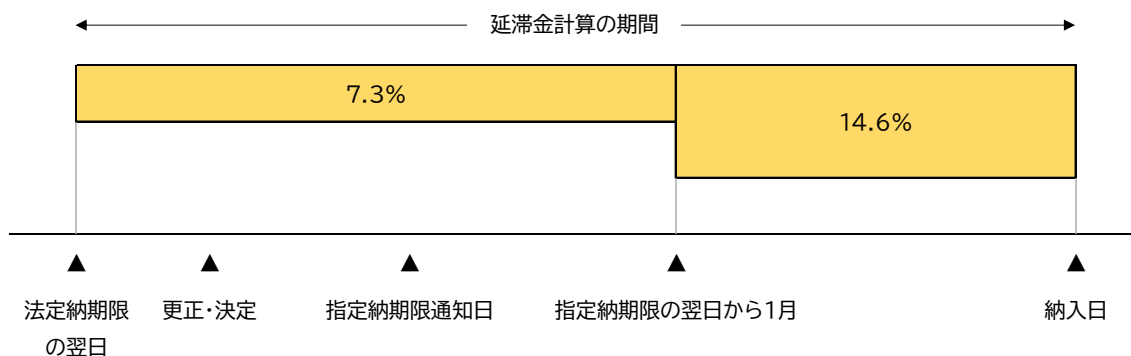
ア 納期限後の延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算します。



イ 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（更正・決定により新たに指定した納期限（指定納期限）の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額となります。



<延滞金の割合> 【令和3年1月1日以降】

納期限の翌日から 1 月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 %を加算した割合）に年 1 %を加算した割合（上限：年 7.3%）が適用されます。

納期限の翌日から 1 月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合（上限：年 14.6%）が適用されます。

<延滞金の額を計算する場合の端数計算>

地方税法第20条の4の2及び帯広市税外公法上の収入条例第4条に基づき、以下のとおり計算します。

- ① 延滞金の計算は、各月の宿泊税ごとに行います。
- ② 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(6) 審査請求

帯広市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

ア 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 申告納入期限の特例の不承認・承認取消し
- 還付又は納入義務免除の決定

イ 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

ウ 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、帯広市長に対して提出してください。

6 その他

(1) 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は、日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 帯広市宿泊税と北海道宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

<領収書への表示例>

【例1】客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき

○合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
合計		11,300円
令和〇年〇月〇日 帯広市〇〇条〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

○宿泊税額を別に計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数 1 名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記金額のほか、宿泊税額300円を領収しました。 令和〇年〇月〇日 帯広市〇〇条〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇ホテル 印 紙 受領印		

【例 2】客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数 1 名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
合計		11,300円
上記金額には、宿泊税額300円が含まれています。 令和〇年〇月〇日 帯広市〇〇条〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇ホテル 印 紙 受領印		

7 参考資料（根拠法令）

（１）帯広市宿泊税条例

（課税の目的）

第1条 市は、宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、法及び帯広市税条例（昭和25年条例第27号）で定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
- (3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

（税率）

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

（徴収の方法）

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第8条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書により納入(以下「申告納入」という。)しなければならない。

2 特別徴収義務者は、前項の規定により申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に定める期限までに、市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入書により納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止する日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から12月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての申告等)

第9条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日前5日(第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定を受けた日後10日)までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定の通知を受けた日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするときは、休止する日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止をした日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料の納期限は、納入通知書発付の日から10日以内とする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿

泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額及び過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載及び書類の作成義務等)

第14条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第8条第1項又は第2項に規定する納入申告書の提出期限(次項において「提出期限」という。)の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付

け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第16条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例等の規定の適用）

第17条 第15条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

（減免）

第19条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限

り、宿泊税を減免する。

(賦課徴収)

第 20 条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、帯広市税条例の定めるところによる。この場合において、帯広市税条例第 3 条中「都市計画税」を「都市計画税・宿泊税」と、同条例第 7 条の 2 第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び帯広市宿泊税条例（令和 7 年条例第 9 号）」と、同条例第 12 条第 1 項中「同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項」とあるのは「同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項、宿泊税を納入する場合には、帯広市宿泊税条例第 8 条第 1 項又は第 2 項」とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき又は同項の帳簿を隠匿したとき。
- (2) 第 14 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかったとき。
- (3) 第 14 条第 2 項の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき又は同項の書類を隠匿したとき。
- (4) 第 14 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 1 年 3 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

3 第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による申告並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による納税管理人の申告及び承認に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第 7 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 施行日において現に宿泊施設を営んでいる者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第 9 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする前 5 日」とあるのは、「開始する日後 5 日」とする。

(賦課徴収の方法の特例)

- 5 市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）の規定により北海道が課する宿泊税（以下この項及び次項において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促、滞納処分等)

- 6 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

- 7 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 帯広市宿泊税条例施行規則（本文のみ） ※制定作業中

宿泊税問合せ先・申告書等提出先

- 帯広市政策推進部税務室市民税課（宿泊税担当）

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電 話 0155-65-4119（直通）

- 帯広市宿泊税のホームページ **※編集作業中**

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/1019186/1019439/index.html>

※各種申告書等様式のダウンロード

帯広市 宿泊税 様式

検索



令和7年9月版

編集・発行 帯広市政策推進部税務室市民税課（宿泊税担当）